

〈資料〉

家族扶養強制法（1）

——カナダ・B. C. 州・2002年——

村 井 衡 平

第1章 定義および解釈

第1条 定義および解釈 (1) この法律において、“1年間の不履行費用”とは、第14条4のために第51条に規定された費用を意味する。

“被逮捕者”とは、逮捕通知または逮捕命令のもとで支払いを要求された人を意味する。

“逮捕命令”とは、第14条のもとでなされた命令を意味する。

“裁判所”とは、

(a) 第3条(1)および(2)、第9条、第10条、第12条1(4)、第13条ないし第20条、第26条(1)、(10)、(12)および(13)、第29条2(2)、第31条、第32条、第36条(2)、第39条、第40条、第45条、第46条、第47条(2)および(3)、第49条(1)(b)および第51条(2)(c)において、控訴裁判所またはプロビンス裁判所を意味する。

(b) 第29条および第30条では控訴裁判所

(c) 第27条(1)および(2)ではプロビンス裁判所を意味する。

“債権者”とは、

(a) 扶養命令に関しては、(b)に参照された人を除き、命令のもとで、彼または彼女もしくは他の人のために扶養料をうけるべき権利を有する人、および“雇傭・援助法”または“無能力者のための雇傭および援助法”のもとで授権されたか、授権されたとみなされたミイニイス

ターを含め、

- (i) 第9条(1)
- (ii) 第10条(1)(a)(ii)
- (iii) 第11条(1)および(2)
- (iv) 第28条(2)および(4)、さらに

(b) “児童、家族および地域社会サービス法”のもとでディレクターの世話のもとにある児童の扶養に親が貢献すべきことを要求する扶養命令については、ディレクターを意味する。

“債務者”とは、扶養命令のもとで扶養料を支払うべく要求されている人を意味する。

“欠席審理”とは、第19条に参照される審理をいう。

“ディレクター”とは、第2条(1)のもとで扶養料支払強制のディレクターとして任命された人を意味し、かつ、ディレクターが第2条(2)のもとで他の人、サービス、代理人または団体に委託した権限、義務または権能には、その他人、サービス、代理人または団体を含めている。

“離婚法”とは、離婚法(カナダ)または同法によって廃止された法律を意味する。

“扶養料”とは、

- (a) 周期的に1年毎または他の方法で
- (b) 不定または限定された時期もしくは特定の事件の発生まで、または
- (c) 総額として支出され、かつ、
- (d) (i) 出生前の母子の世話、または
- (ii) 子の出生
- (d・1) 父性のテストの費用
- (e) 第14条(1)または第22条(2)(a)のもとで支払われる金額。
- (f) ディレクターまたは債権者の利益のための費用
- (g) この定義に含まれる何かに関連して与えられた課税費用

家族扶養強制法（1）

- (h) 規定された費用または出費
- (i) 第11条のもとで課せられる利息
- (j) 第14条4のもとに課せられる1年間の不履行費用を意味する。

“扶養料支払命令”とは、B. C. 州で強制できる命令または判決に含まれる扶養料の支払のための規定を意味し、それには

- (a) 家族関係法の第8部のもとでなされた臨時命令
- (b) 第21条のもとでなされた命令
- (c) 第2項のもとでの扶養命令とみなされる合意および
- (d) “管轄区域内扶養命令”のもとでなされた扶養命令。しかし、“管轄区域内扶養命令法”の第1条(1)に定義された仮命令または仮変更命令を含まない。

“差押通知”は第15条のもとで発行された差押通知を意味する。

“往復管轄権”とは、“管轄権内扶養命令法”の第1条(1)に定義された往復管轄権を意味する。

“配偶者”とは

- (a) 債務者と婚姻している人、または
- (b) 債務者である同性の人との間で婚姻と同様の関係で生活している人

を意味する。

(1・1) 本法の目的のために、扶養命令は、“雇傭および援助法”または“無能力者のための援助法”のもとで

- (a) 命令のもとで支払いを受領する権利または本法のもとでの扶養料支払命令がミイニスターに譲渡される日に開始し、
- (b) 譲渡が終了する日に終了する。

(1・2) 扶養料支払命令は、(1・1)に言及されたミイニスターに指定されるが、該ミイニスターは本法の目的のために、扶養料支払命令の一方当事者とみなされる。

(2) 本法の目的のために、下記の事項は、プロビンス裁判所によってなされた扶養料支払命令とみなされる。

(a) 家族関係法の第121条または122条のもとでの合意は、この法律のもとで強制力を持ち、扶養料に関する規定を含んでいる。

(b) “児童、家族および地域社会サービス法”の第97条のもとでなされたか、なされたとみなされる合意または扶養料に関する規定を含む。

(3) 本法の目的のために、1979年の家族関係法の第83条(9)は、本条第2項(c)に引用された合意に適用される。

第2章 ディレクターによる強制

第2条 扶養料の支払を強制するディレクター

(1) 法務長官は本法の目的のために、誰れかを扶養料の支払を強制するディレクターとして任命しなければならない。

(2) 第3部の規定に従い、ディレクターはある人、サービスまたは代理人に、本法または他の法令のもとで、なんらかの権限、義務または権能を委任することができる。

(3) ディレクターは、第8条(1)または(4)により、ディレクターに委任された権限を“公共サービス法”のもとで雇傭された人にも、委託することができる。

第3条 命令をファイルすること

(1) 扶養命令は、

(a) B. C. 州の裁判所によってなされたか、または第1条(2)のもとでなされたとみなされるか、または

(b) B. C. 州以外の裁判所によって離婚法（カナダ）のもとでなされ、債権者および債務者が双方とも B. C. 州に居住しているとき定められた方式に従い、債権者または債務者により、この細則が効力を生じる以前に命令がなされたときでも、ファイルされることができ

家族扶養強制法（1）

る。

(2) 規則にしたがい、“管轄権内扶養命令法”の第2条のもとで指定された裁判所によってなされたか、登記された扶養料の支払いを要求するすべての命令をディレクターに登録することができる。

(3) 扶養料支払命令のもとで債権者または債務者である未成年者は、第1項のもとでの命令をファイルすることができる。

(4) 扶養料支払命令がディレクターの許にファイルされている間に変更されるとき、命令の変更はディレクターの許にファイルされるものとみなされる。

(5) 第4項の規定は、変更が家族関係法第121条または第122条のもとでファイルされなければ、本法の第1条(2)のもとで扶養料支払命令とみなされる合意の変更に適用されない。

第4条 ファイルされた命令の執行 ディレクターがそれを必要とし、かつ、そうなることが可能であるとき、彼または彼女は、ディレクターによってファイルされた扶養料支払命令を強制しなければならず、かつ、その目的のために、ディレクターは彼または彼女の名義で

(a) ディレクターが扶養料支払命令を強制するために得策と考えるなんらかの手段をとり、

(b) 第3章のもとで債権者によってとられる手続を開始し、遂行し、または中断し、

(c) 扶養料支払命令の強制に関する文書に署名し、かつ、

(d) 扶養料支払命令のもとで負う扶養料の残額の全部または1部の支払を、扶養料支払命令がディレクターによってファイルされるか、本法が施行された以前に、強制する。

第5条 ディレクターによる排他的な強制

(1) 扶養料支払命令がディレクターによってファイルされるとき、

(a) ディレクターまたは

(b) 第2項のもとでそうすることが許可されるときは、債権者を除

き、いかなる人も命令を強制することはできない。

(2) 扶養料支払命令が“雇傭および援助法”または“無能力者の雇傭および援助法”のもとでミイニイスターに課せられるときは別として、ディレクターは

(a) 書面により、債権者に扶養料支払命令をそれがディレクターにファイルされている間、強制することを許可し、さらに

(b) 許可になんらかの条件を含めることができる。

(3) 第2項のもとでの許可は、ディレクターに第2項(2)のもとでの権利・義務または権限を構成することはない。

(4) 本法におけるいかなる規定もディレクターまたは第1項のもとでの債権者に、B. C. 州またはカナダの他の立法のもとで、扶養料支払命令の強制を禁止することはない。

第6条 ファイルからの削除 (1) 債権者によってディレクターにファイルされた扶養料支払命令は、債権者がディレクターに債権者は命令の取消を望んでいる旨をのべるとき、ファイルから取り消される。

(2) 債務者によってディレクターにファイルされた扶養料支払命令は、

(a) 一方当事者がディレクターに、当事者は命令が取り消されることを望んでいる旨をのべ、かつ、

(b) ディレクターが命令の取消への他方当事者の書面による同意を入手するとき、ファイルから取り消される。

(2・1) 第1項または第2項のもとでの取消は、

(a) ディレクターが債権者に対し第10条(5)に言及する金額を回収するか、または

(b) 第10条(5)が債権者に関して適用されないときになされる。

(3) ディレクターは、債権者によって提出された扶養料支払命令を

(a) 債権者は第5条(1)に違反していると感じる合理的な理由をもっているか、または

家族扶養強制法（１）

- (b) 他の規定された事情が適用されるとき
取り消すことができる。
- (4) 第３項のもとでの取消は、ディレクターが債権者に対し普通郵便で取消の通知をしたのち14日後になされることができる。
- (5) 第１項、第２項および第２項１の規定にかかわらず、“雇傭および援助法”または“無能力者の雇傭および援助法”のもとでミイニスターに課せられた扶養料支払命令は
- (a) 命令が課せられたミイニスターより、または
- (b) ミイニスターの書面による同意によってのみ、ファイルから取り消される。
- (6) 規則に従い、第１項または第３項のもとで取り消された扶養料支払命令は、ディレクターに再びファイルされることができる。

第7条 ファイル、取消または変更の申立

- (1) ディレクターは扶養料支払命令のファイルまたはその取消をすべての当事者に通知しなければならない。
- (2) ディレクターの許にファイルされた扶養料支払命令の変更の申立に当り、債務者または債権者は、申立のコピーをディレクターに送達しなければならない。
- (3) 第１項のもとでの通知は、普通郵便によってすることができる。
- (4) 本法のもとでの手続の効力は、第１項のもとで一方当事者へ通知すべく合理的な努力をしたのち、ディレクターの無能力によって影響をうけることはない。

第8条 情報へのアクセス。 (1) ディレクターによってファイルされた扶養料支払命令を執行するため、または他の管轄区域において類似の機能を営む人が情報を入手できるようにするため、ディレクターは政府を含めて、誰れか、または公共団体から

- (a) 個人または公共団体が取得または管理している記録、および
- (b) 関連事項

- (i) 債務者の雇傭の位置、住所および場所
- (ii) 債務者の資産の位置または収入源
- (iii) 債務者の資産または収入の詳細

を要求することができる。

(2) 第1項の規定は

- (a) 債務者の親・子・配偶者、兄弟または姉妹との間の個人的な取引
- (b) 関心事
 - (i) 債務者の弁護士または
 - (ii) 家庭裁判所カウンセラー、もしくは
- (c) 統計法の第9条(1)(b)によって開示が禁止されている情報

には適用されない。

(3) 特権または信任に関する他のいかなる立法またはコモン・ローの法則にかかわらず、第1項のもとで要求を受理する政府を含めて、いかなる人または公共団体も、10日以内に、要求された情報を個人または公共団体の占有している記録の中から、10日以内に提供しなければならない。

(4) ディレクターは、第3項のもとで提供された情報をディレクターに似た機能を遂行する相互的な管轄権内の人に提供することができる。

第9条 情報にアクセスするための裁判所の命令 (1) 申立にもとづいて、裁判所は第2項のもとで

- (a) 第8条(1)のもとで要求がなされたのち、ディレクターが情報を拒否された。
- (b) 第8条(1)のべられた目的のために、債務者と債務者の親、配偶者、兄弟または姉妹の間でなされた個人的な取引についての情報をディレクターが要求したか、
- (c) 債権者が本節のもとで、ディレクターにファイルされていない扶養料支払命令を強制するのに必要であると判断するとき、

裁判所は第2項のもとで命令を発することができる。

(2) 他のなんらかの立法、コモン・ローの特権または信任の法則にかか

家族扶養強制法（1）

ならず、第3項の適用のもとに、裁判所は誰れが個人または政府を含めた公共団体に対し、

(a) その人または公共団体が所有するか、支配しているなんらかの記録および

(b) (i) 債務者の雇傭の場所、住所または位置もしくは

(ii) 債務者の資産または収入源の場所もしくは

(iii) 債務者の資産または収入の特色

に関するなんらかの情報を裁判所を含めて指名された申立人または個人に提供しよう命じることができる。

(3) 裁判所は第2項のもとで、第8条(2)(b)または(c)に記載された情報に関して、命令をしてはならない。

(4) 裁判所が第2項またはカナダの立法のなかの類似の規定のもとで命令を定めるとき、提供された情報に関して維持されるべき信頼性について適切と考える命令をすることができる。

第10条 支払い (1) 支払命令の規定にかかわらず、ディレクターによってファイルされた扶養料支払命令のもとで、債務者によってなされるべく要求された支払い

(a) ディレクターに送られ、かつ、

(i) ディレクターまたは

(ii) ディレクターによって特定されるときは、債権者、相互管轄権者または

(b) ディレクターの書面による承認のもとに直接、債権者になされる。

(2) 第1項の規定は、扶養料支払命令が離婚法（カナダ）のもとでなされ、かつ、支払いが裁判所になされることを要求するときは、適用されない。

(3) 裁判所は

(a) 離婚法（カナダ）のもとでなされた扶養料支払命令に従って受領されたすべての支払を受領する権限を当事者に与えなければならない

い。

(b) 扶養料支払命令がディレクターによってファイルされるとき、支払いについてディレクターに通知しなければならない。

(4) 第4項(5)および(6)に従い、ディレクターは、扶養料支払命令に関してディレクターによって受領されたすべての支払いを、明らかに受領する権限のある人に転送しなければならない。

(4・1) ディレクターはそうすることが合理的、かつ、適切であると判断するとき、債務者とくに債権者の債権者から受領したすべての金額を再配分することができる。

(5) ディレクターが債権者に対し、扶養料支払命令のもとで債権者が権利を有しない金額を請求するとき、ディレクターはその金額を、債権者のためにその後を受領した支払いから控除し、明らかにそれについて権利を有する人に転送しなければならない。

(6) 扶養料支払命令に関して、ディレクターによって受領された金銭の支払いに争いがあるときは、ディレクターはその金額を裁判所または他のどこかで争いが解決されるまで、信託として保有することができる。

第11条 支払いの記録 (1) 扶養料支払命令がディレクターによって履行される間に、ディレクターは、ディレクターによってファイルされ、扶養料支払命令のためにディレクターによって受理され、かつ、転送されたすべての支払の記録を保持しなければならない。

(2) 債権者または債務者の請求により、ディレクターは、すべての支払いに扶養料支払命令がディレクターによってファイルされ、債権者に対する責任となり、扶養料支払命令のためにディレクターによって受理され、転送される。

(3) 固有または双互的な管轄権をもつ裁判所職員の請求により、ディレクターは

(a) 扶養料支払命令がディレクターにファイルされた以降に、債務者によってなされたすべての正当な支払い、および

家族扶養強制法（1）

(b) ディレクターにファイルされたのち、扶養料支払命令のもとでディレクターによって受領されたすべての支払を示し、扶養料支払命令の内容に関する宣誓された証明書を備えなければならない。

第3部 強制的な機構

第11条 1 利息 (1) 規則に従い、債務者は債権者に扶養料の残額を、本条が効力を生じる以前または以後に、規則に従って決定された期日および方法によって、支払わなければならない。

(2) 第1項のもとで支払われる利息の率は規則によって定められなければならない、利息の計算を開始する日付は、本条が効力を生じる日付より早くてはいけない。

(3) ディレクターによってファイルされた扶養料支払命令のもとで、残額に利息が支払われるとき、

(a) ディレクターは、規則に従って定められた日付以前に発生した利息の支払いを強制することはできず、かつ、

(b) 債権者はいぜんとして、その日付までに発生した利息について権利を有し、かつ、第5条の規定に従い、該利息の支払いを強制することができる。

第12条 ディレクターによって要求される財政状況の陳述 (1) 債務者がディレクターによってファイルされた扶養料支払命令のもとで要求される支払を不履行したとき、ディレクターは、定められた型式による残額の陳述と共に債務者に送達された通知により、債務者に対し、財政状況の陳述をディレクターにファイルするよう要求することができる。

(2) 第1項によって要求される財政状況の陳述は

(a) 定められた型式で

(b) 定められた書面と共に、かつ

(c) 債務者が第1項のもとの通知の送達をうけたのち10日以内に、

債務者によってファイルされなければならない。

- (3) ディレクターは、財政状況の陳述が債務者によってディレクターにファイルされることを要求される期間を延長することができる。

第12条 1 支払のための協議 (1) 第12条1項のもとでの行動以降、ディレクターは債務者に対し、定められた方式による通知の送達により、債務者が未払額の陳述、財政状況の陳述および第12条に引用された特定の書面および未払額の支払いの準備のため、特定の日時および場所に出席することを要求することができる。

- (2) 債権者および債務者の合意により、第1項のもとでの再調査の日時および場所は、変更されることができる。

- (3) ディレクターおよび債務者の同意を得て、第1項のもとでの再調査は、電話または他の遠距離通信の方法で行われるであろう。

- (4) 債務者が本条のもとで再調査に参加することを拒否し、または残余額、財政状況の陳述または第12条に参照された書面の全部または一部について、議論に参加することを拒否するとき、ディレクターはこの第3部のもとでの手続により、かかる不協力の事実を裁判所に通知することができ、かつ、裁判所はこのような不協力の事実をこれらの手続の中で命令をするに当たり、考慮することができる。

第13条 裁判所によって要求される財政状況の陳述 (1) 債務者がディレクターにファイルされていない支払命令のもとで要求される支払いを怠るときはいつでも、債権者は

- (a) 残余額の陳述を定められた方式により、裁判所の書記に提出し、
かつ、

- (b) 残金額の陳述と共に債務者に送達された通知により、債務者に財政状況の説明書をファイルすべく要求することができる。

- (2) 第1項で要求される財政状況の説明書は、

- (a) 定められた方式により、
(b) 特定された書面と共に、かつ、

家族扶養強制法（1）

- (c) 債務者が第1項のもとでの通知の送達をうけたのち、10日の内に裁判所書記に提出されなければならない。
- (3) 債務者は、財政状態の陳述書を裁判所書記に提出するに当り、第2項のもとでファイルされた陳述書のコピーを債務者に送達しなければならない。
- (4) 裁判所は、財政状態の陳述書が債務者によって裁判所に提出すべく要求される期間を延長することができる。

第14条 財政状態の陳述をしないこと (1) 債務者が第12条または第13条のもとで要求される財政状態の陳述書または定められた書面もしくはこれらの両者の提出を怠るとき、裁判所は

- (a) ディレクターまたは債権者の請求により、債務者に対し、財政状態の証明書または定められた書面もしくはこれら双方を命令に定められた日付前に提出すべく命じるか、または
 - (b) 債権者の請求により、債務者に対し、債権者のために5000ドルを越えない金額を支払うよう命じることができる。
- (2) 債権者が第1項(a)のもとでの命令に従わないとき、裁判所はディレクターまたは債権者による申立により、
- (a) 債務者に対し、呼出状に定められた日付および場所の裁判所の面前に出頭し、命令が強制されるべきでない理由を説明すべき呼出状を発行するか、または
 - (b) なぜ命令が強制されるべきでないか、その理由を裁判所の面前に提出することを被告に認める許可書を発行することができる。
- (3) 裁判所は、第2項のもとで呼び出されたか、逮捕された債務者が第1項(a)のもとでの命令に従うことができたのに従わなかったと認定するとき、債務者に対し、30日を越えない期間、拘禁されるべく命じることができる。
- (4) 第1項(b)のもとでなされる支払いは、扶養命令のもとでの債務者の義務を減額または免除することはない。

- (5) 債務者を第3項のもとで拘禁することは、財政情態の陳述書および定められた書面を提出する債務者の義務を免除しない。

第14条 1 債務者のみが株主である法人 (1) 本条において、“法人”

とは、商業法人法第1条に定義されている法人を意味し、

- (a) 債務者が唯一の株主であり、かつ、
 - (b) 法人の株式について唯一の財政上の利益を所有している。
- (2) 法人は扶養料支払命令のもとで要求される支払いのため、債務者と共同、かつ、個別的に責任を負う。
- (a) 扶養料支払命令のもとで要求された支払を債務者が履行しないか
 - (b) 法人が本章のもとで差押令状の送達をうけたが、または第18条のもとで、第3債務者が扶養料支払命令のもとで債務者の負うべき額に関し、差押令状の送達をうけ、かつ、
 - (c) 扶養料支払命令のもとで債務者の負うべき額が、(b)項を適用したのち3000ドルを越えるとき
- (3) 第2項のもとで共同、かつ、個別的な責任を負うことになり、
- (a) 法人は引続き、債務者が扶養料支払命令のもとで要求される支払について責任を負い、
 - (b) 本部（第3部）が債務者に対してとる強制的な手段は法人に対して行われ、かつ、
 - (c) 法人によって支払われる扶養料支払命令のもとで要求される支払の額は、債務者が法人に対して負う債務である。
- (4) 細則(3)の規定にかかわらず、法人はディレクターが法人より書面による通知を受領したとき、またはその後、満期となる扶養料支払命令のもとで、支払責任を負わない。
- (a) 債務者が法人のどの株式についても受益の意思を終了し、
 - (b) これらの株式について受益の意思を取得した人の氏名および住所を明示しかつ、

家族扶養強制法（1）

- (c) 法人に知れているとき、約因の性質および金額を特定し、債務者が株式についての受益者の利益を受領したか、これから受領するのかを特定する。

第14条 2 債務者または債務者および直系の家メンバーによって支配される法人 (1) 本条において、“法人の支配”とは、預金保有高による以外の方法で、互いに腕の届く距離以外で取引する人または1群の人々の利益により、または利益のために、全面的に法人のディレクターの選挙により、これらの権利が行使されたならば、ディレクターの50%以上を選出するか、または他のすべての方法で有効に法人の運営および管理を支配することができる。

“法人”とは、“商業法人”の部分において定義される法人を意味し、法人の支配が

- (a) 債務者、または
(b) 債務者および直接的な債務者の家族メンバーが共同することにより行われるものを意味する。

“直接的な家族メンバー”とは、配偶者、前配偶者、子、兄弟姉妹、腹ちがいの義理の兄弟姉妹または債務者の親を意味する。

“親”とは、家族関係法の第1条に定義される親を意味する。

(2) ディレクターとは、扶養命令がディレクターまたは債権者によってファイルされるか、または扶養料支払命令がディレクターによってファイルされないとき、裁判所に対し、法人は共同または単独で、ディレクターに対し、扶養料支払命令のもとで要求される支払をするよう裁判所に申し出ることができる。

- (a) 債務者が扶養料支払命令のもとに要求される支払いをしないか、
(b) 法人が本章のもとで差押令状の送達をうけるか、または第3債務者が第18条のもとで扶養料支払命令の送達をうけ、かつ、
(c) 扶養料支払命令のもとで債務者が負うべき金額が、(b)項が適用されたのち、3,000ドルを越すとき、

(3) 第2項のもとでなされた命令のもとで、共同、かつ、個別的な責任になることにより、

(a) 債務者が扶養料支払命令のもとで支払いを継続する責任を負う限り、法人は引続いて責任を負う。

(b) 本章のもとで債務者に対してなされる強制手続は、法人に対してなされることができ、かつ、

(c) 法人に対してなされた扶養料支払命令のもとに要求される支払額は、債務者が法人に対して負う債務である。

(4) 第3項の規定にかかわらず、法人はディレクターが

(a) 債務者は法人のどの財産についても受益の利益を有することを終了した旨およびこれが効力を生じた日を言明し、

(b) これらの財産について受益の利益を取得した人の氏名および住所を示し、

(c) 法人に知っているならば、約因の税額および分量を特定する書面による通知を受理するとき、その後に満期になる扶養料支払命令のもとでの支払いについて、責任を負うことはない。

第14条 3 法人に対する強制執行のためのバランスのとれた方法 第14条1または2において言及された法人に対する強制執行の手続のために、ディレクターおよび裁判所は、場合に応じて、

(a) 法人の継続的な支払いは、強制執行の手続から重大な危険が発生するかを考慮しなければならず、かつ、

(b) (a)項のもとでの結論が、重大な危険を発生し、または発生するであろうというとき、ディレクターまたは裁判所の意見により、場合に応じて、危険を減少し、本章のもとでの執行を効果のあるものとするであろう。

第14条 4 毎年の不履行費用 (1) 各年度の費用を課す意思の通知は、ディレクターによって送達される扶養料支払命令のもとで扶養の支払いを怠っている債務者に行われる。

家族扶養強制法（1）

- (2) 通知は第1項のもとで、通知がカナダ郵便に託されて債務者の最後に知られている住所に送達されて14日後に、債務者に送達されたものとみなされる。
- (3) 第1項のもとでの通知には、年間の不払費用は、扶養料支払命令のもとで特定された日付で、債務者に暦年内に支払うよう明示しなければならない。
- (4) 第1項のもとでの通知がなされたのち、第3項に定められたさらなる不履行が生じたとき、債務者は政府に対し、暦年による年間の不履行費用を政府に支払う責任がある。ただし、ディレクターが
- (a) 第1項のもとでの通知が誤って発行されたものであるか、または
 - (b) さらなる不履行が発生した場合に、債務者が“雇傭および援助法”または“無能力者の雇傭および援助法”のもとで収入の援助を受けたときは、この限りでない。
- (5) 債務者の年間の不払い費用について責任がないとディレクターが決定するとき、債務者によってなされた年間の費用の全部または一部は、債務者に返還されなければならない。
- (6) ディレクターにファイルされた扶養料支払命令のもとでの残額を裁判所が減額または取り消す手続において、裁判所は
- (a) 扶養料支払命令のもとでの未払額が取り消され、そのときに年間未払額として債務者によって負担されている金額は取り消される。
 - (b) 扶養料支払命令のもとでの未払額が減額されるが、取り消されないとき、債務者の負担とされる年間の不払額は、扶養料支払命令のもとでの未払額の減少に比較して減額される。
 - (c) 特別な事情が認められると裁判所が満足するとき、債務者によって負担される年間の不履行費用は、
 - (i) 減額も取消しもされないか、または

- (ii) 裁判所が適切と判断するように取消または減額される。
- (7) 第5項および第7項の規定は、“財政援助法”にもかかわらず適用される。
- (8) 第4項が債務者に適用され、関連する扶養料支払命令が第6条によってファイルから取り去られるとき、暦年による年間の不払費用を支払うべき債務者の責任は、引き続いて適用される。
- (9) デイレクターによって署名され、署名の日に債務者が負う責任額を表示する証明書は、裁判所にファイルされることにより、この金額の支払いは、本章のもとで裁判所の命令であったかのように、強制されることができる。

つづく